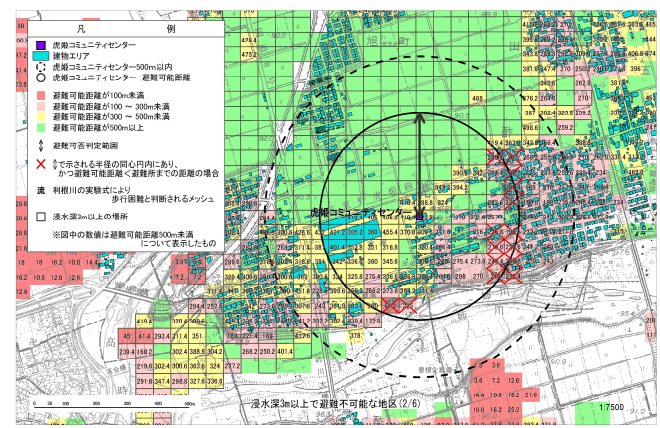


【避難場所】○○自治会館(○○市△△町××地区)

要件	満たすべき具体的な内容	根拠法令	チェック (○or×)	備考
①非冠水条件	<p>★当該避難場所の地盤面の高さが想定水位以上であること【※1】 【確認1-1】下記の a ≥ c であることを確認 ※地先の安全度マップ(最大浸水深図1/200で着色が無いことが判る資料を添付により確認)</p>	条例第15条第1項第3号 ア(ア)		
	<p>★条例第15条第1項第1号に該当する建築物または一時的な避難場所としての機能を有する堅固な工作物があること【※2】 【確認1-2】下記の b ≥ c であることを確認</p> <p>a. 避難場所の地盤面の高さ T.P. b. 避難場所の1以上の居室の床面または避難上有効な屋上の高さ T.P. c. 想定水位(200年確率) T.P.</p>	条例第15条第1項第3号 ア(イ) 同項第1号前段		<p>・「一時的な避難場所としての機能を有する堅固な工作物」とは「避難タワー」等が想定される。 ・この場合も、条例第15条第1項第1号と同様の基準(【確認1-2】および【確認2】)を満たす必要がある。</p>
	<p>【確認2】以下の事項を確認 木造構造の場合：建築物の地盤面と想定水位との高低差が3m未満 木造以外の場合：想定水位以下の主要構造物が、鉄筋コンクリート造または鉄骨造</p>	条例第15条第1項第3号 ア(イ) 同項第1号後段		<p>・鉄筋コンクリート造のピロティにより木造部分の浸水部分(RC造の上部から想定水位まで)を3m以内とした場合 ・高基礎により木造部分の浸水部分(基礎の上部から想定水位まで)を3m以内とした場合 など、2階床下に浮力を生じさせる空気だまりを発生させないように措置(「耐水化建築ガイドライン」参照)した場合には、耐水化と同等の安全性を確保することができるものとして、条例第15条第1項第4号の許可基準を満たすので注意</p>
②耐水条件	<p>★当該避難場所に避難することが見込まれる者の人数を勘案して十分な広さを有すること【※3】 【確認3】 ○○市町地域防災計画、○○自治会防災計画等で避難人数が見込まれていることを確認 (参考) 想定水位(上記c)以上に位置する床面積 ●m² - 収容人数●人 必要最小床面積(収容人数×1m²) ※1m²/人または市町地域防災計画等の収容面積の基準で判定</p>	条例第15条第1項第3号 イ		
③収容条件	<p>★申請に係る建築物からの距離および経路、当該避難場所の管理の状況等を勘案して浸水が生じた場合に確実に避難することができることと知事が認めること【※4】 ※地区の水位上昇時間を算定し、子供や老人の走行速度18m/minを基準に検討する 【確認4-1 距離】 下記の d > e であることを確認 d. 当該メッシュの避難可能距離(下図数値) _____ m e. 当該メッシュから避難所までの距離 _____ m</p> <p>【確認4-2 経路】 下図に避難経路を明示し、避難場所までのルート上にアンダーパス、河川等、避難上支障となるものがないこと、浸水深が大きい方向(現況地盤高が低い側)に避難場所がないことを確認</p> <p>※地域特性をふまえ、避難場所ごとの図面↓を作成する (※下図は、長浜市の一部を例)</p>			<p>案件ごとに審査</p> <p>案件ごとに審査</p>
④近接条件 避難条件 管理条件	 <p>【確認4-3 管理】 浸水時でも避難場所が確実に開設されることを確認 ※○○市町地域防災計画、○○自治会防災計画等の写しの添付により確認</p>	条例第15条第1項第3号 ウ		
その他参考	<p>【その他】 対象地の造成は都市計画法に基づく開発許可技術基準に適合していることを確認 ※「都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告の写し」または「造成工事が、開発許可技術基準に適合して実施されたことがわかる資料」の添付により確認</p> <p>【その他】 当該避難場所が耐震診断を実施し、必要な対策等がとられていることを確認 ※建築申請等の資料により確認</p>	—		
判定	<p>次のいずれにも該当する場合のみ、条例第15条第1項第3号の許可基準を満たす。 (各用語の意義や解釈等については「滋賀県流域治水の推進に関する条例」に基づく浸水警戒区域での建築制限の審査基準」等を参照すること)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・条例第15条第1項第3号 ア(ア) または (イ) のいずれかに該当(【※1】または【※2】) ・条例第15条第1項第3号 イ に該当(【※3】) ・条例第15条第1項第3号 ウ に該当(【※4】) 		適合・不適合	<p>条例第15条第1項第3号の許可基準を満たさないとしても、同項第4号の許可基準(「前3号に定めるもののほか、これらと同等以上の安全性を確保することができることと知事が認める建築物であること」)を満たす場合があるので注意</p>